

民法189条1項の果実の意義 (3・完)

— 「使用利益」の問題を中心に —

油 納 健 一

【目次】

第1章 はじめに

第2章 日本法の状況

第1節 現行民法に至る経緯

第2節 民法成立後の判例・学説

第3章 ドイツ法の状況

第1節 BGB (ドイツ民法典) の構成

第2節 BGBの起草過程における審議 (以上49巻6号)

第3節 BGB成立後の判例・学説

第1款 判例 (以上50巻1号)

第2款 学説

第4節 小括

第4章 むすび

第1節 果実と「使用利益」の関係

第2節 「使用利益」の性質・範囲

第3章 ドイツ法の状況

第3節 BGB成立後の判例・学説

第2款 学説

学説においては、BGB100条は定義規定であって直接的に適用される規範ではない⁵¹⁾、と説明されたり、収益概念を規定しBGBの規定などを拘束す

る⁵²⁾、と説明されたりしている。

果実と「使用利益」の関係について学説は、判例の見解に則し、果実と「使用利益」を収益という枠組の中で同等に扱う⁵³⁾。

また、「使用利益」の性質・範囲についても学説は、判例の見解に則した議論を展開しており、まず「使用利益」を次のように限定的に捉える。

すなわち、「使用利益」は占有物から発生した利益であり、消費や譲渡によって得られる利益と理解されるべきではない⁵⁴⁾。

営業から生じる利益は、占有者の個人的な能力と給付の成果であってBGB 100条の収益ではなく⁵⁵⁾、占有者が自分で営業を設立した場合には、この営業から生じた利益は収益ではない⁵⁶⁾。ただし、占有者が自分で営業を設立したのではなく、営業から生じる利益が個人的能力・給付に基づくものでなければ、営業から生じる利益は収益に属する⁵⁷⁾。

火災保険金は、火災によって毀損した建物の「使用利益」ではない⁵⁸⁾、と。つぎに、占有物の使用可能性もBGB100条の「使用利益」である⁵⁹⁾、とす

51) Soergel/Mühl, BGB, 12.Aufl., 1987, § 100 Rdn.1.

52) Larenz/Wolf, Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Rechts, 8.Aufl., 1997, S.409 (Rdn.99); MünchKomm/Holch, 4.Aufl., 2001, § 100 Rdn.1.

53) Enneccerus/Nipperdey, Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Rechts, 1959, S. 820f.; Soergel/Mühl, a.a.O., § 100 Rdn.1; Staudinger/Dilcher, a.a.O., § 100 Rdn.1; Larenz/Wolf, a.a.O., S.409 (Rdn.99), 412 (Rdn.116); Medicus, Allgemeiner Teil des BGB, 7.Aufl., 1997, S.453 (Rdn.1202); Erman/Michalski, BGB, 10. Aufl., 2000, § 100 Rdn.1; MünchKomm/Holch, a.a.O., § 100 Rdn.1.

54) Enneccerus/Nipperdey, a.a.O., S. 820f.; BGB-RGRK/Kregel, 12. Aufl., 1982, § 100 Rdn.4; Soergel/Mühl, a.a.O., § 100 Rdn.4,5; Staudinger/Dilcher, a.a.O., § 100 Rdn.1,3; Erman/Michalski, a.a.O., § 100 Rdn.3; MünchKomm/Holch, a.a.O., § 100 Rdn.5.

また、消費によって得られる利益のみを述べるものとして、Larenz/Wolf, a.a.O., S. 412 (Rdn.116), 譲渡によって得られる利益のみを述べるものとして、Loewenheim, Anmerkung zu BGH, 8.11.1965, NJW 1966, 971, 972がある。

55) Enneccerus/Nipperdey, a.a.O., S. 820; Soergel/Mühl, a.a.O., § 99 Rdn.3; Erman/Michalski, a.a.O., § 100 Rdn.5; MünchKomm/Holch, a.a.O., § 100 Rdn.12.

56) MünchKomm/Holch, a.a.O., § 100 Rdn.12.

57) MünchKomm/Holch, a.a.O., § 100 Rdn.12.

58) Staudinger/Dilcher, a.a.O., § 100 Rdn.2; MünchKomm/Holch, a.a.O., § 100 Rdn.5.

る。したがって、たとえば、店舗を利用して利益を得ることができなくても、この店舗が使用可能であったのであれば、占有者は「使用利益」を取得していると考えられている⁶⁰⁾。

また、「使用利益」の価値は、客観的価値（市場価格）に基づいて算定されるべきであり⁶¹⁾、約定された賃料に基づくのではない⁶²⁾、という。

第4節 小括

起草者は、必ずしも根拠を明らかにしていないが、収益という枠組の中で果実と「使用利益」を同等に扱っており、判例・学説もこのような起草者の見解に従うものと思われる。

また、「使用利益」の性質・範囲については、起草者は検討していなかったようであるが、とくに判例は一定の見解を明らかにしており、学説もこの判例の見解に従うものといえる。

第4章 むすび

第1節 果実と「使用利益」の関係

ドイツ法では、収益という枠組の中で果実と「使用利益」が同等に扱われるという見解が確立しており、また、ドイツにおいてこれを批判するものはみあたらない。この根拠は必ずしも明らかではないが、果実と「使用利益」を区別する理由がないことを当然視していたから、とくに根拠を明示していないように思われる。また、BGB99・100条やドイツ判例をみると、果実・「使用利益」が区別されないのは、「占有物から生じる」という点で共通しているからとも考えられる。さらに、ドイツ判例は、金銭（貸金）・権利

59) Soergel/Mühl, a.a.O., § 100 Rdn.3; Staudinger/Dilcher, a.a.O., § 100 Rdn.2; Erman/Michalski, a.a.O., § 100 Rdn.5; MünchKomm/Holch, a.a.O., § 100 Rdn.3,4.

60) Soergel/Mühl, a.a.O., § 100 Rdn.3; MünchKomm/Holch, a.a.O., § 100 Rdn.4.

61) Staudinger/Dilcher, a.a.O., § 100 Rdn.5; Erman/Michalski, a.a.O., § 100 Rdn.5; MünchKomm/Holch, a.a.O., § 100 Rdn.6,9,10.

62) Soergel/Mühl, a.a.O., § 100 Rdn.3,4; Staudinger/Dilcher, a.a.O., § 100 Rdn.5.

(用益権)・土地・建物を問わず、あらゆる物や権利から生じた「使用利益」を、収益という枠組の中で果実と同等に扱うものといえる。以上の検討からすると、ドイツ法は、日本法以上に果実と「使用利益」を区別しない傾向にあるといえよう。

それでは、このようなドイツ法における議論を踏まえて、日本法において果実・「使用利益」の関係はいかに捉えられるべきであろうか。

まず、日本民法起草者は、天然果実は民法189条1項の果実に含まれるが、法定果実はこれに含まれない、なぜなら、法定果実は占有物から生じるのでは全くなく、その賃貸権から生じるのであるから、とする。また、「使用利益」についても法定果実と同様に、民法189条1項の果実を含めなかったと推測される。しかし、このような起草者の見解には、問題があるように思われる。

すなわち、占有物を他人に貸すなどして法定果実が生じる場合、確かに法定果実は占有物から直接的に生じるのではないかもしれないが、間接的に生じるものと評価できるのではなかろうか。また、「使用利益」については、占有者が自分で使用して得る利益であるから、「使用利益」は、占有物から直接生じるものとして考えられよう。

このように、法定果実・「使用利益」は、天然果実と同様に、占有物から生じる利益であるから、天然果実と法定果実・「使用利益」が区別されるべき理由はないように思われる。

つぎに、天然果実と法定果実・「使用利益」が区別されるべきではないとしても、果実と「使用利益」の関係についてはどうか。

大正14年判決の上告理由にもあるように、果実と「使用利益」を区別すれば、占有物を他人に賃貸した者は民法189条1項の適用により保護されるのに、占有物を自ら使用した者は保護されないということになり、著しく不公平な結果となろう。

また、日本の判例・通説は、果実に「使用利益」を含めることを認めており、ドイツ法は、日本法以上に果実と「使用利益」を区別しない傾向にある

と思われることから、果実と「使用利益」を区別するよりも、むしろ同等に扱うことの方が自然であるように思われる。

したがって、果実と「使用利益」を区別する理由はないように思われることから、民法189条1項の果実を拡張して解釈し、この果実に天然果実・法定果実・「使用利益」を含めて考えるべきであろう⁶³⁾。

第2節 「使用利益」の性質・範囲

ドイツ判例は、BGB100条の「使用利益」が占有物から発生する利益であることを原則とし、次のような占有物から発生するのではない利益は、「使用利益」に含まれないとする。すなわち、占有物自体の利益（占有物の消費・譲渡などの行為によって得られる利益）、個人的な能力・給付の成果によって得られる利益（営業から生じる利益など）、保険金である。

これらの検討からすると、ドイツ判例は、「使用利益」を「占有物を維持した使用によって占有物から発生する利益」と捉えたと評価できよう。

また、この「使用利益」は、占有者が実際に使用したことによって得る利益だけでなく、占有物が使用可能であるという状況から生じる利益も含むものと解し、この「使用利益」は客観的価値（市場価格）に基づいて算定されるとする。

さらに、ドイツ判例は、「使用利益」の発生源たる物や権利をとくに区別しないものといえよう。

それでは、このようなドイツ法における議論を踏まえて、日本法における「使用利益」の性質・範囲はどのように考えられるべきであろうか。

日本民法189条1項には「占有物ヨリ生スル果実」と規定されているのであるから、日本法においても、ドイツ法と同様に、「使用利益」を「占有物を維持した使用によって占有物から発生する利益」と捉えるべきであろう。また、このように「使用利益」を捉えることによって、占有物自体の利益、個人的な能力・給付の成果によって得られる利益、保険金は、「使用利益」

63) 拙稿・前掲注(1)198頁以下。

に含まれないと考えるべきであろう。

また、「占有物を維持した使用によって占有物から発生する利益」は、占有者が実際に使用したことによって得られる必要はない。なぜなら、使用可能性を有するということが自体が占有者にとって利益であるからである。さらに、この利益は、客観的価値に基づいて算定されることになるだろう。

ただし、金銭の「使用利益」は、民法189条1項において問題とならないことに注意を要する。なぜなら、金銭所有権は占有者に帰属するのであるから、金銭の占有者は所有者であると解され、占有者の果実収取権を規定する本規定はそもそも問題とならないと考えられるからである。

最後に、残された課題について述べておきたい。

本稿で検討したように、民法189条1項にいう「果実」は「使用利益」を含むものと解されることから、占有者が法律上の原因なく「使用利益」を取得した場合であっても、本条の要件が充たされれば、占有者は「使用利益」を取得できるように見える。しかし、拙稿「不当利得と善意占有者の果実収取権—『使用利益』の問題を中心に—」⁶⁴⁾で検討したように、民法189条1項の適用は限定的に解されるべきと考えられ、その結果、民法703条の適用範囲が拡大することになるだろう。それゆえ、民法703条に基づいて「使用利益」の返還が認められるかぎり、この返還義務の具体的内容がどうなるかを明らかにすることが必要である。拙稿「いわゆる『使用利益』返還義務の一考察—無効な利用型契約における『使用利益』を中心に—」⁶⁵⁾では、利用型契約が無効である場合における本体的「使用利益」に限定して検討を行ったが、侵害利得などの場合における付随的「使用利益」の返還義務についてはどうなるのか。また、本稿で行った「使用利益」の性質・範囲についての検討は、主に民法189条1項の「使用利益」にとどまっていたが、民法703条で問題となる「使用利益」についても、あらためて検討する必要があるように思われる。

64) 拙稿・前掲注(1)118頁以下。

65) 拙稿・前掲注(1)675頁以下。

これらについては今後の検討課題としたい。

[後記] 本稿は、平成13年度山口大学経済学部学術振興基金研究助成による研究成果の一部である。